別表第十二号中注1から注3までを削り、注4を注1とし、注5を注2とし、同表注6中「（訂正）」を削り、「注5」を「注2」に改め、同注を同表注3とし、同表注7中「の各事項」を削り、同注を同表注4とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条から第二十二条の二まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十九条、第三十条、第三十二条、第五十六条、別表第五号及び別表第八号の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の工事担任者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3　旧規則の規定により交付された資格者証に限り、工事担任者の氏名に変更を生じたときは、新規則第四十条の規定にかかわらず旧規則第三十九条の規定により資格者証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十二号中「再交付」とあるのは「訂正」に、「工事担任者規則第40条」とあるのは「平成22年総務省令第12号附則第3項」とする。

○厚生労働省令第二十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号製版科の項教科の欄中

「次の科目のうち必要とするもの
DTP法　電子製版CEPS法　プロセス製版カラースキャナ法　プロセス製版校正法」

を「DTP法」に改め、同表第二号製版科の項教科の欄中

「次の科目のうち必要とするもの
DTP法　電子製版CEPS法　プロセス製版カラースキャナ法　プロセス製版校正法」

を「DTP法」に改める。

別表第十二冷凍空気調和機器施工の項学科試験の欄中第七号を次のように改める。

七　関係法規

消防法関係法令、建築基準法関係法令、高圧ガス保安法関係法令、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）関係法令、騒音規制法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、振動規制法関係法令、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）関係法令及び使用済自動車の再資源化等に関する法律関係法令のうち、冷凍空気調和機器の据付け及び整備に関する部分

別表第十二製版の項学科試験の欄中第四号を次のように改める。

四　DTP法

DTP作業設計管理
DTP用機器及び関連機器の種類、構造、機能及び使用方法
文字、線画及び画像の処理並びにレイアウト
出力処理
ネットワーク
品質管理

別表第十二製版の項実技試験の欄を次のように改める。

DTP作業 作業設計 DTP操作	別表第十二印刷の項学科試験の欄第一号中「印刷法の種類及び特徴」を「製版から印刷、製本まで印刷法の種類及び特徴」に、「電気機械器具の種類及び特徴」を「電気機械器具の種類及び用途」に改め、同欄第三号中「電気機械器具の種類及び特徴」を「電子機器の種類及び特徴」に改め、同表パン製造の項学科試験の欄第三号中「パン生地の熱加工」を「パンの熱加工」に改め、同表配管の項学科試験の欄中第四号を次のように改める。

四　関係法規

消防法関係法令、建築基準法関係法令、高圧ガス保安法関係法令、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）関係法令、水道法関係法令、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）関係法令、電気事業法関係法令、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令のうち、配管工事に関する部分

別表第十二厨房設備施工の項学科試験の欄第七号中「（昭和二十九年法律第五十一号）」及び「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削り、同表舞台機構調整の項学科試験の欄第二号中「音響機器の故障の種類、原因及び応急措置」を削り、同欄第四号中「及び消防法関係法令」を「、消防法関係法令、電波法関係法令、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）関係法令、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）関係法令、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）関係法令及び知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）関係法令」に改め、同項実技試験の欄中「音の弁別及び音響の判定」を「音の弁別及び音響の判定」に改め、同表写真の項学科試験の欄第五号中「（昭和四十五年法律第四十八号）」を削る。

別表第十三冷凍空気調和機器施工の項学科試験の欄中第七号を次のように改める。

七　関係法規

消防法関係法令、建築基準法関係法令、高圧ガス保安法関係法令、電気事業法関係法令、騒音規制法関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令、振動規制法関係法令、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係法令のうち、冷凍空気調和機器の据付け及び整備に関する部分

別表第十三製版の項学科試験の欄中第四号を次のように改める。

四　DTP法

DTP作業設計管理
DTP用機器及び関連機器の種類、構造、機能及び使用方法
文字、線画及び画像の処理並びにレイアウト
出力処理
ネットワーク
品質管理

別表第十三製版の項実技試験の欄を次のように改める。

DTP作業 作業設計 DTP操作	